

多気町公告第 60 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により公告の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和8年7月29日

多気町長 筒井 尚之



当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：上朝柄自治会

区域：三重県多気郡多気町朝柄274番地から

三重県多気郡多気町朝柄1248番地に属する区域

主たる事務所の所在地：三重県多気郡多気町朝柄850番地8

2 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
	別紙のとおり	

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

3 公告期間：令和8年7月29日から令和8年10月29日まで

4 異議を述べる方法

多気町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

○申請不動産に関する事項

	所在地	字	番地	登記地目	地積 m ²
15	多気郡多気町朝柄	高根	360	山林	7,933
16	多気郡多気町朝柄	高根	361	山林	2082
17	多気郡多気町朝柄	高根	361-1	山林	892
18	多気郡多気町朝柄	高根	362	山林	26776
19	多気郡多気町朝柄	高根	364	山林	11900
20	多気郡多気町朝柄	高根	365	山林	3,471
21	多気郡多気町朝柄	高根	366	山林	743
22	多気郡多気町朝柄	高根	366-1	山林	743
23	多気郡多気町朝柄	高根	368-2	山林	3471

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
前田 藤兵衛	多気郡五ヶ谷村大字朝柄1番屋敷	5分の1
西山 林一	多気郡五ヶ谷村大字朝柄843番地	5分の1
平野 九兵衛	多気郡五ヶ谷村大字朝柄857番地	5分の1
中野 堅吉	多気郡五ヶ谷村大字朝柄948番地	5分の1
床鍋 重藏	多気郡五ヶ谷村大字朝柄1197番地	5分の1